

香川県営業継続応援金

(1) 飲食事業者向け【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年4月27日(火)から令和3年6月15日(火)まで
(令和3年6月15日(火)の当日消印有効です。)

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業継続応援金事務局や県庁への**持参による申請はできません。**

<宛先>〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県営業継続応援金事務局のホームページ（<https://kagawa-ouen.com>）から、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業継続応援金コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業継続応援金コールセンター ☎087-813-3247

開設期間：

令和3年4月27日(火)～5月2日(日) 9時～17時30分(土日祝日含む)
令和3年5月6日(木)～6月15日(火) 9時～17時30分(平日のみ)

目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 13
記載例・・・p. 14～p. 22

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県営業継続応援金

(1) 飲食事業者向け 【申請受付要項】

令和3年4月27日

1 趣旨

国の緊急事態宣言の再度の発出（令和3年1月）や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等の営業継続を支援するため、香川県営業継続応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

2 支給対象・支給要件

【支給対象】

- ・ 香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支給対象外となる場合がありますので3ページをご覧ください。

- ◎ この応援金の「(1) 飲食事業者向け」と「(2) 関連事業者等向け」の併給はできません。支給要件をどちらも満たす場合はどちらか一方を選択して申請をしてください。

【支給要件】

支給要件は、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たすこととします。

- （ア） その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が、令和2年1月と2月（以下「前年同期」という。）の売上の合計額と比較して30%以上減少していること（※1）
- （イ） 令和2年11月1日以前から当該店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること（令和2年11月2日以降に新たに店舗を開店した場合は応援金の支給対象となりません）
- （ウ） 感染拡大予防ガイドライン（※2）に基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること（※3）

(1) 飲食事業者向け

(※1) 売上減少率の計算方法

A= 1店舗当たりの令和2年1月と2月の売上の合計額

B= 1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額

$$(A-B) \div A \times 100 = \text{売上減少率(\%)}$$

売上減少率が30%以上であれば支給要件を満たします。

- ◎ 令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合
又は新たに店舗を開店した場合の取扱い（創業・新店舗開店特例）は12頁
～13頁をご覧ください。

(※2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については、以下のURL

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP）をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

(※3) 店舗入り口等に掲示する様式については、以下のURL（香川県HP）の

掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」も参考にしてく
ださい（この様式に限らず、任意の様式による掲示でも可）。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_poster02.html

3 支給額

- 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \boxed{\text{1店舗当たりの令和2年1月と2月の売上の合計額}} - \boxed{\text{1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額}}$$

(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

- ただし、1店舗当たりの上限額は、次のとおりとします。

- ・ 1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で
50%以上減少した場合 1店舗当たり上限 40万円
- ・ 1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で
30%以上 50%未満減少した場合 1店舗当たり上限 20万円

一事業者が、支給要件を満たす複数の対象店舗を営業している場合について
は、複数店舗分を合計した金額が支給額となります。

複数の店舗が対象となる場合は、まとめて応援金の申請をしてください。

※創業・新店舗開店特例については12頁をご覧ください。

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は応援金の支給対象となりません。

- （ア） 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者
- （ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支給することが適当でないと知事が認める者

（※） 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は応援金（飲食事業者向け）の支給対象となりません。

- （エ） 既にこの応援金の支給を受けた店舗（この応援金の支給は一店舗につき1回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても複数回の申請はできません。）
- （オ） 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- （カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- （キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- （ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限りA4サイズでお願いします。

(1) 香川県営業継続応援金申請書(第1号様式(その1))【記載例 p.14~15】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください(消せるボールペンは不可)。

(2) (店舗ごとに提出) 売上減少申告書(第2号様式(その1-1)) 【記載例 p.16~17】

- ・対象となる店舗が複数ある場合は全ての店舗の売上減少申告書をそれぞれ作成し、提出してください。
- ・顧問契約を締結している税理士又は公認会計士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。
- ・事務局の申請サポートセンター(TEL:087-813-3247)において書類を事前確認させていただき、必要な助言等を行うことが可能です。申請サポートセンターは予約制ですので、必ず事前に電話で日時を予約のうえ、お越しください。
- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにより確認を受ける際には、売上減少申告書に必要事項を記載のうえ、令和2年1月~2月と令和3年1月~2月の店舗ごとの売上高が確認できる書類を準備してください。
- ・税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。
- ・令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合は第2号様式(その1-2) 売上減少申告書(飲食事業者用:創業・新店舗開店特例分)に記載してください【記載例 p.18】。

(3) (店舗ごとに提出) 令和2年1月~2月と令和3年1月~2月の店舗ごとの売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・売上台帳等の写し
- ・令和3年1月~2月に係る売上がゼロ(0円)である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① (2)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その1))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合→(3)の書類全部の提出が不要
- ② (4)で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」で店舗の令和2年の月別の売上が確認できる場合(例:一店舗の飲食店のみ経営している場合等)
→(3)のうち、令和2年1月~2月分の書類の提出が不要

(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類

税務署に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。

(税務署の受付印の有無は問いません。)

【法人の場合】

- ・「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し【p. 7～8 参照】
- ・「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」の写し【p. 9 参照】

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分全てを黒塗りしてください。

(青色申告の場合)

- ・「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し【p. 10 参照】
- ・「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」の写し【p. 11 参照】

(白色申告の場合)

- ・「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し【p. 10 参照】
- ・「収支内訳書（1頁～2頁）」の写し【p. 11 参照】

なお、確定申告義務が無い場合やその他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の写しを提出してください。

(5) 誓約書（第3号様式（その1））【記載例 p. 19】

- ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(6) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

- ・食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写しを提出してください。
- ・申請日時点で有効なものを提出してください。
- ・複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

(7) 応援金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

(8) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご準備ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

(9) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書(第4号様式)【記載例 p. 20】

- ・申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- ・申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- ・複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

(10) チェックリスト【記載例 p. 21~22】

5 申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・申請書の審査の結果、応援金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。

6 応援金の支払い

- ・できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンエイギョウオウエンキン」とする予定です。
なお、応援金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

(1) 飲食事業者向け

添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類」のうち、「(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 (フリガナ) 電話() - 法人名 (フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 住所	法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	青色申告 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 法人税	一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 法人税	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 一内国法人の分……令二・四・一以後終了事業年度等分
平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書 翌年以降送付要否 適用額明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有				
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)		所得税の額 (別表六「6」の③)				
法人税額 (53) + (54) + (55)		外国税額 (別表六「20」)				
法人税額の特別控除額 (別表六「4」)		計 (17) + (18)				
差引法人税額 (2) - (3)		控除した金額 (13)				
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額		控除しきれなかった金額 (19) - (20)				
課税土地譲渡利益金額 (別表三「24」)		土地譲渡税額 (別表三「27」)				
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)		同上 (別表三「28」)				
課税留保金額 (別表三「4」)		同上 (別表三「23」)				
同上に対する税額 (別表三「8」)		所得税額等の還付金額 (21)				
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)		中間納付額 (15) - (14)				
分税納税外税額控除及び外国税額控除等 による控除対象所得等控除額の控除額 (別表六「7」) + (別表七「3」)		欠損金の繰戻しによる 還付請求税額				
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額		計 (25) + (26) + (27)				
控除税額 ((10) - (11) - (12) + (13)のうち少ない金額)		この申告書の 所得金額又は欠損金額 (60)				
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)		この申告書により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (63)				
中間申告分の法人税額		欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「4」の計) + (別表七「9」 若しくは12)又は別表七「10」)				
差引確定/中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、0)へ記入		還戻へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七「15」の合計)				
課税標準の 法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)の外 課税留保金額に 対する法人税額 (9)		この申告による還付金額 (43) - (42)				
課税標準法人税額 (33) + (34)		この申告書の 所得金額に 対する法人税額 (68)				
地方法人税額 (58)		この申告書で 申告する 課税留保金額に 対する法人税額 (69)				
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)		この申告書の 課税標準法人税額 (70)				
所得地方法人税額 (36) + (37)		この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)				
分税納税外税額控除及び外国税額控除等 による控除対象所得等控除額の控除額 (別表六「7」) + (別表七「3」)		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日 剰余金の最 後の分配又は 引表しの日				
外国税額の控除額 (別表六「50」)		運する金融 機関等 銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所				
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額		口座 番号				
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
中間申告分の地方法人税額		※ 税務署処理欄				
差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(45)へ記入)		税理士 署名押印				

創業・新店舗開店特例について

令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合の取扱いは以下のとおりです。令和2年11月2日以降に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合は応援金の支給対象となりません。

【支給要件】

(1) 令和2年1月2日から令和2年7月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合

その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が(令和2年7月から12月の期間における月平均売上) × 2 【特例額】と比較して30%以上減少していること

(2) 令和2年7月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合

その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が(事業を開始した月又は店舗を開店した月の翌月(但し、月の初日に事業を開始・店舗を開店した場合にあっては当該月)から12月の期間における月平均売上) × 2 【特例額】と比較して30%以上減少していること

【支給額】

○ 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \boxed{1 \text{ 店舗当たりの上記の【特例額】}} \\ - \boxed{1 \text{ 店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額}} \\ (1,000 \text{ 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額})$$

○ ただし、1店舗当たりの上限額は、次のとおりとします。

- ・ 1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額が、上記の【特例額】と比較して50%以上減少した場合 1店舗当たり上限 40万円
- ・ 1店舗当たりの令和3年1月と2月の売上の合計額が、上記の【特例額】と比較して30%以上 50%未満減少した場合 1店舗当たり上限 20万円

(1) 飲食事業者向け

【「4 申請に必要な書類」(3)(4頁)「(店舗ごとに提出)令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の店舗ごとの売上高が確認できる下記のいずれかの書類」に代えて提出いただく書類】

◎ (店舗ごとに提出) 上記の【特例額】と令和3年1月～2月の店舗ごとの売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・売上台帳等の写し
- ・令和3年1月～2月に係る売上がゼロ(0円)である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① 「4 申請に必要な書類」(2)(4頁)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その1-2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合→上記書類全部の提出が不要
- ② 「4 申請に必要な書類」(4)(5頁)で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」で店舗の令和2年の月別の売上が確認できる場合(例：一店舗の飲食店のみ経営している場合等)→上記書類のうち、令和2年分の書類の提出が不要

申請書（飲食事業者用）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第1号様式（その1）（第6条関係）

受付
番号

記載例

申請日	令和	3	年	4	月	27	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

香川県知事 殿

香川県営業継続応援金申請書（飲食事業者用）

香川県営業継続応援金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記載してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所所在地)	〒													都・道 府・県					市・区 郡			
		フリガナ																						
		法人名																						
		代表者職名	フリガナ																					
			代表者氏名																					
		法人番号 (13桁)																						
		フリガナ																						
		担当者氏名	担当者																					
	電話番号																							
	担当者メールアドレス																							
	個人事業主の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道 府	県	高松	市	区 郡							
			〇〇町〇丁目〇-〇〇																					
		フリガナ	カガワ ハナコ										生年	T. S. (H.)										
		氏名	香川 花子										月日	2年10月21日										
電話番号		087-〇〇〇-〇〇〇〇																						
メールアドレス		〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇																						

【応援金請求額】

記載例

受付
番号

応援金請求額（合計）

950,000 円

支給申請店舗数

3

店舗

店舗 No.	店舗名	応援金の額	店舗 No.	店舗名	応援金の額
1	〇〇食堂	400,000 円	6		,000 円
2	〇〇食堂二号店	200,000 円	7		,000 円
3	〇〇食堂三号店	350,000 円	8		,000 円
4		,000 円	9		,000 円
5		,000 円	10		,000 円

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カガワ ハナコ								
口座名義	香川 花子								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

売上減少申告書（飲食事業者用）

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第2号様式（その1-1）（第6条関係）

記載例

受付
番号

売上減少申告書（飲食事業者用：通常分）

【申請者記入欄】 売上高の減少状況

（支給対象店舗が2店舗以上ある場合は、この様式をコピーの上、提出してください。）

令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合はこの様式ではなく、第2号様式（その1-2）「売上減少申告書（飲食事業者用：創業・新店舗開店特例分）」に記載してください。

店舗 No. 1	フリガナ	マルマルシヨクドウ															
	店舗名	〇〇食堂															
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	香川県	高松	市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇															
	フリガナ	サヌキ ハナコ															
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	讃岐 花子															
	営業許可 番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			□東讃 □中讃 □西讃 □小豆											
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日															
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇															
令和2年1月の売上高	500,000円					令和3年1月の売上高	200,000円										
令和2年2月の売上高	500,000円					令和3年2月の売上高	200,000円										
令和2年1月と2月の 売上高合計	1,000,000円(A)					令和3年1月と2月の 売上高合計	400,000円(B)										
売上高の減少額 (A) - (B)	600,000円(C)					減少比率 (C) ÷ (A) × 100	60% (≥30%) (小数点第1位以下は切捨て)										
応援金の額(C)(※2)	400,000円 (1,000円未満は切捨て)																

←申請者と名義が異なる場合、第4号様式「飲食店等営業許可証に係る申立書」を作成し、添付してください。

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第4号様式「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

(※2) 上限額は減少比率が30%以上50%未満の場合20万円、50%以上の場合40万円です。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。

詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

第2号様式（その1-1）（第

記載例（複数店舗の申請をする場合のみ提出）

売上減少申告書（飲食事業者用：通常分）

【申請者記入欄】 売上高の減少状況

（支給対象店舗が2店舗以上ある場合は、この様式をコピーの上、提出してください。）

令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合はこの様式ではなく、第2号様式（その1-2）「売上減少申告書（飲食事業者用：創業・新店舗開店特例分）」に記載してください。

店舗 No. <u>2</u>	フリガナ	マルマルシヨクドウニゴウ															
	店舗名	〇〇食堂二号店															
	所在地	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	香川県	高松	市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇															
	フリガナ	カガワ ハナコ															
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	香川 花子															
	営業許可 番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	-	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			□東讃 □中讃 □西讃 □小豆											
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日															
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇															
	令和2年1月の売上高	500,000円					令和3年1月の売上高	300,000円									
	令和2年2月の売上高	500,000円					令和3年2月の売上高	300,000円									
	令和2年1月と2月の 売上高合計	1,000,000円(A)					令和3年1月と2月の 売上高合計	600,000円(B)									
	売上高の減少額 (A) - (B)	400,000円(C)					減少比率 (C) ÷ (A) × 100	40% (≥30%) (小数点第1位以下は切捨て)									
応援金の額(C)(※2)	200,000円 (1,000円未満は切捨て)																

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第4号様式「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

(※2) 上限額は減少比率が30%以上50%未満の場合20万円、50%以上の場合40万円です。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。

詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

売上減少申告書（飲食事業者用：創業・新店舗開店特例分）

【申請者記入欄】 売上高の減少状況
（支給対象店舗が2店舗以上ある場合は、
のうえ、提出してください。）

令和2年1月2日から令和2年11月1日までの間に事業を開始した場合又は新たに店舗を開店した場合の専用様式です。

店舗 No. 3	フリガナ	マルマルシヨクドウサンゴウテン															
	店舗名	〇〇食堂三号店															
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	0	0	0	0	香川県	丸亀	市・郡
		△△町△丁目△-△△															
	フリガナ	カガワ ハナコ															
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※1)	香川 花子															
	営業許可 番号	高松市															
		高松市 以外	営業を許可した保健所名					<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆									
	営業許可の有効期限	令和〇年〇月〇日 ~ 令和△年△月△日															
	電話番号	0877-〇〇-〇〇〇〇															
	開店日	令和2年10月21日	令和3年1月の売上高				175,000円										
	創業・新店舗開店特例 （申請受付要項12頁 に記載）の【特例額】	700,000円(A)	令和3年2月の売上高				175,000円										
			令和3年1月と2月の 売上高合計				350,000円(B)										
	売上高の減少額 (A) - (B)	350,000円(C)				減少比率 (C) ÷ (A) × 100				50% (≥30%) (小数点第1位以下は切捨て)							
応援金の額(C)(※2)	350,000円 (1,000円未満は切捨て)																

(※1) 申請者と名義が異なる場合、第4号様式「飲食店等営業許可証に係る申立書」を添付してください。

(※2) 上限額は減少比率が30%以上50%未満の場合20万円、50%以上の場合40万円です。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。

詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

【誓約書】（飲食事業者用）

香川県営業継続応援金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ この申請書に虚偽の記載があった場合は、香川県の求めに従い応援金の全額を即時返還するとともに、香川県が提示する加算金等の支払いに応じます。
- ・ 香川県から立入検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 申請日時点において、申請する店舗全てで営業を継続しており、今後も営業を継続する意思を有しています。
- ・ 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示しています。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

（参考）香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- ・ 以下の①～⑤の店舗は、申請に含みません。

- ① 既にこの応援金の支給を受けた店舗
- ② 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者のみを対象として飲食物の提供をしている店舗
- ③ 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- ④ 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和3年4月27日

代表者職名・氏名

香川 花子

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

第4号様式（第6条関係）

記載例

受付
番号

（※）申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合のみ提出

飲食店等営業許可証に係る申立書

香川県知事 殿

【対象店舗】（店舗 No. 1）

（所在地） 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

（名 称） 〇〇食堂

上記店舗に係る飲食店等営業許可を受けた者について、応援金の申請者の名義と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者の名義で香川県営業継続応援金の申請を行います。

【理由】

<記載例>

香川花子は平成〇〇年〇月〇日に結婚（離婚）して名字が変わりました。

（旧）讃岐 花子 →（新）香川 花子

上記の内容について、証明します。

【申請者（※自署）】

記入日 令和3年4月27日

法人所在地（個人事業主住所） 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名（法人の場合のみ）

代表者名（個人事業主氏名） 香川 花子

【飲食店等営業許可を受けた者（※自署）】

記入日 令和3年4月27日

法人所在地（個人事業主住所） 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名（法人の場合のみ）

代表者名（個人事業主氏名） 香川 花子

電 話 番 号 087-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【チェックリスト】

申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。

☑ (1) 香川県営業継続応援金申請書（第1号様式（その1））

- ☑ すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
- ☑ 手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記載した。

☑ (2) (店舗ごとに提出) 売上減少申告書(第2号様式(その1-1)又は(その1-2))

- ☑ 対象となる店舗が複数ある場合は全ての店舗のものを添付している。

☑ (3) (店舗ごとに提出) 令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の店舗ごとの売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・売上高を確認できる総勘定元帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・売上台帳等の写し
- ・令和3年1月～2月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)

以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。

- ① (4)で提出する「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」で店舗の令和2年の月別の売上が確認できる場合（例：一店舗の飲食店のみ経営している場合等）→ (3)のうち、令和2年1月～2月分の書類の提出が不要
- ② (2)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その1))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合→ (3)の書類全部の提出が不要

(4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類の写し

- ☑ **添付書類の見本**(申請受付要項7頁～11頁)のとおり資料となっている。

【法人の場合】

- 「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」
- 「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」

【個人事業主の場合】

- ☑ マイナンバーの部分を全て黒塗りしている。

(青色申告の場合)

- ☑ 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」
- ☑ 「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」

(白色申告の場合)

- 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」
- 「収支内訳書（1頁～2頁）」

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

記載例

受付
番号

(5) 誓約書（第3号様式（その1））

- 申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。

(6) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

- 営業許可証の有効期限が申請日時点で有効なものである。
- 複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証を添付している。

(7) 応援金の振込口座の通帳等の写し

- 振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
- 通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。(インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷している。)

(8) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
- マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。

(9) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第4号様式）

- 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合に申立書を添付している。
- 複数店舗の申請をする場合、名義が異なる各店舗について申立書を添付している。